

地域再生計画

1 地域再生計画の名称

労働者福祉の拠点づくりによる地域活性化計画

2 地域再生計画の作成主体の名称

静岡県袋井市

3 地域再生計画の区域

静岡県袋井市の全域

4 地域再生計画の目標

(1) 袋井市の地勢と現状

当市は、静岡県西部に位置し、東は掛川市、西は磐田市、北は森町に接している。主要交通路の東海道新幹線、東海道本線、東名高速道路、国道1号、国道150号などが横断し、東京へは240km、大阪へも320kmと東京・大阪の2大文化圏の中心に位置している。

平成17年に袋井市と浅羽町が合併して新しい袋井市が誕生し、今日に至っている。市域は、東西約15km、南北約17kmにわたり、面積は108.56平方キロメートルで平坦地が多く、農業・工業・商業がバランスよく調和したまちとして発展を続けている。

人口は86,303人（平成20年1月1日）、就業人口は、第1次産業及び第2次産業の割合が県全体と比べ高くなっているのが特徴である。

平成17年の段階では、第1次産業の構成比は6.7%である。

第2次産業は41.9%と、県全体の34.8%を約7ポイント上回り、相対的に「ものづくり」の盛んな地域といえる。

第3次産業は51.4%と、県全体の60.2%を約9ポイント下回っているが、構成比

は近年増加傾向にある。

このようなことから、当市は総合計画の中に「多彩な産業が織りなす活力あふれるまちづくり」を掲げ、活力ある地域経済基盤を確立するために、優良企業の誘致、中小企業の経営強化、地元の静岡理工科大学・産業界・行政の連携による地場産業の振興と新産業の創出、そして産業の担い手である労働者の雇用安定と勤労者福祉の充実に努めている。

(2) 労働政策における課題

当市を含む周辺地域は、自動車製造業が地域産業を牽引しており、これらの産業の好調が続く中、団塊世代の退職が影響し、地域内（磐田公共職業安定所管内）の平成18年の平均有効求人倍率は、1.14倍となり、各事業所においては人材不足・人手不足が深刻化し、人材確保が急務となっている。

一方、労働経済白書によると、平成17年から平成18年の2カ年平均では、東海地方のフリーターが20万人、ニート（若年無業者）が6万人となっている。

これらフリーターの正社員化やニートの就業を進めるとともに、定年退職した人材の活用を促進することが、当市においても課題となっている。

また、職業のミスマッチによる若者の早期離職、職場ストレスによる中途退職、長期病欠等の抑制も、労働政策における課題となっている。

(3) 袋井市勤労青少年ホーム

当施設は、当市のほぼ中央に位置し、利用の良い場所（袋井市上田町267-5）にある。昭和53年4月に開設され、勤労青少年への職業情報の提供、教養文化、健康スポーツ等の講座事業を実施している勤労青少年福祉施設である。

(4) 再生の目標

当市では、勤労青少年の福祉の増進を図るため、「袋井市勤労青少年ホーム」を整備し、勤労青少年を対象とした福祉事業を進めてきた。

しかし、当勤労青少年ホームは、少子化による若者の減少、カルチャーセンターの普及、娯楽の多様化、施設の老朽化等により、勤労青少年層の利用者が年々減少し、単独施設として運営していくのは非効率な運営状況にある。

このため、行政改革の推進により施設の統合を進める中で、当勤労青少年ホーム

の効率的な施設利用を図るため、「袋井市労働者福祉センター」において実施している中高年労働者に対する雇用対策、福祉事業を当勤労青少年ホームに集約して実施することとした。

施設転用後は、新たな「袋井市労働者福祉センター」として、青少年から中高年までを対象とした雇用安定、能力開発、勤労者福祉等の事業を実施し、利用者を増加させ、労働施策の充実と施設の効率的な活用を図っていく。

また、当勤労青少年ホームは、高度経済成長期に静岡県により造成された住宅地にあるが、この地域は、企業や行政機関を定年退職した高齢者が多数居住し、高齢化が進行している。

このため、これら地域の人材や近くにある静岡理工科大学の学生に、能力開発講座の講師として協力を求めることにより、地域との交流の輪を広げ周辺地域の活性化を図る。

[具体的な定量目標]

今回、「袋井市勤労青少年ホーム」を「袋井市労働者福祉センター」に転用を図ることで、青少年から中高年までの全年齢層の勤労者を対象とした施設として、雇用安定、能力開発、勤労者福祉に関する事業を実施する。

また、勤労者と地域住民等との交流事業や、勤労者の世代間交流を目的とした事業を実施し、施設の利活用を図る。

当勤労青少年ホームは、年間約5,000人の勤労者が利用しているが、労働者福祉センターに転用後の平成25年度利用者の目標を20,000人とする。

5 目標を達成するために行う事業

5-1 全体の概要

当市は、東京・大阪の2大文化圏の中間に位置し、立地条件にも恵まれ、平坦地が多い地域であることから、農業を基盤として商業、工業などの産業が発達した経過があり、多彩な産業が織りなす活力あふれるまちづくりを進めている。

今回、労政施策の集約と充実を基本に、利用者が減少している「袋井市勤労青少年ホーム」を転用し、「袋井市労働者福祉センター」として活用することにより、青少年から中高年齢者までの雇用安定、能力開発、勤労者福祉等の事業を実施し、施設利用

者を増やす。

また、当勤労青少年ホームがある地域は、企業や行政機関を退職した団塊の世代が多く居住しており、近隣地域には、情報システム学科を有する静岡理工科大学がある。このような地域性を活かし、地域社会（団塊の世代）の持つ知識や技術、大学生の持つIT技術等を雇用安定や能力開発を目的とした講座事業や相談事業に役立てることができるような世代間の交流の場、生き甲斐づくりの場としても施設を活用し、地域の活性化を図る。

5-2 法第5章の特別の措置を適用して行う事業

支援措置の番号および名称

【A0901】 勤労青少年ホームの施設転用

【実施主体】	袋井市
【転用施設】	袋井市労働者福祉センター
【補助金の種類】	勤労青少年福祉施設整備費国庫補助金
【補助事業完了年月日】	昭和54年3月1日
【事業期間】	平成20年度から施設廃止まで

【具体的内容】

袋井市勤労青少年ホームを転用し、青少年から中高年の労働者の雇用安定、能力開発等の次の事業を行う拠点施設「袋井市労働者福祉センター」として整備する。

(1) 雇用安定に関する事業

ア フリーター等就職対策事業

①求職を希望する者を対象に「求職相談窓口」を開設し、静岡県就職相談センターの再就職アドバイザーによる職業適性検査、キャリアカウンセリング等の個別相談を実施する。

②求職を希望する者を対象に「求職活動支援セミナー」を開催し、磐田公共職業安定所の委託講師によるビジネスマナー、コミュニケーションスキルアップ、自己分析、応募書類の書き方、面接対策などの知識を付与する。

③当勤労青少年ホームのある地域には、行政経験者、企業の管理部を退職した者が多く居住していることから、これらの人材に協力を得て、「労働・悩み事相談」を実施し、解雇、労災、職場の悩み事等、勤労青少年等の持つ悩み事の解決をサポートする。

イ 職業情報の提供

①施設利用者に磐田公共職業安定所の週間就職情報誌を配布する。

②内職希望者、求人事業所を対象に袋井市の専門相談員による内職相談を実施する。

③施設利用者に対して、インターネットにより就職情報を常時提供する。

ウ メンタルヘルス相談の推進

①離職防止の観点から、勤労者に対するメンタルヘルス相談事業の会場として利用するよう、事業者や勤労者団体に働きかける。

(2) 能力開発に関する事業

ア 実用スキルの習得に関する講座の開催

①パソコン講座、手話講座、3次元 CAD 講座等を開催する。

【要件適合性】

(1) 転用の必要性について

今回、地域再生計画の認定申請をした袋井市は、静岡県西部に位置し、農業・工業・商業がバランスよく調和したまちである。

当市では、多彩な産業が織りなす活力溢れるまちを目指して、優良企業の誘致、中小企業の経営強化、地元の静岡理工科大学と産業界と行政の連携による地場産業の振興と新産業の創出のほか、雇用安定と勤労者福祉の充実に努めている。

雇用安定と勤労者福祉施策については、現在、「袋井市勤労青少年ホーム」、「袋井市労働者福祉センター」の別々の施設を設置し、青少年と中高年齢者に分けて実施してきた。

「袋井市勤労青少年ホーム」については、若者の減少と娯楽の多様化により勤労青少年の利用者が減少している状況にあり、当市では、行政の効率的な施設運営と、地域産業の人手不足・人材不足の状況に対応するため、同勤労青少年ホームに「袋井市労働者福祉センター」の機能を統合し、新たな労働施策の拠点施設「袋井市労

働者福祉センター」としての整備を図ることとした。

ここでは、青少年から中高年齢に対する雇用安定・能力開発及びその向上に関する事業を実施することとしている。

(2) 同一事業者における転用について

施設転用後も引き続き、責任を持って袋井市が運営管理する。

(3) 転用前、貸与前の施設の利用者の処遇について

転用前の施設利用者である勤労青少年については、転用後も引き続き利用できることとするため、支障をきたすことはないと考えられる。

5-3 その他の事業

(1) 勤労者福祉

ア 講座の開催

新たな「袋井市労働者福祉センター」に近接する袋井体育センター、B & G 海洋センター、上田町グラウンド及び愛野公園テニスコートなどを有効利用した自主講座を開催し、文化教養、健康増進、余暇活動の充実に向けた講座を開催する。

青少年と中高年者相互の交流をかねて、中高年齢者を講師として青少年を対象とする技術・教養講座等や、青少年を講師として中高年者を対象とするIT講座等を開催する。

イ クラブの育成

施設を活動場所とする利用者による各種クラブの立ち上げを支援し、育成を図る。

(2) 地域との交流

労働者だけでなく、地域の方々にも愛される施設となるように、地域住民との交流を目的とし、施設の事業活動やクラブ活動の成果等を発表する場として、勤労者文化展、施設まつり等を開催する。

地域の定年退職した人材や地元静岡理科大学情報技術系学生の講師協力による技術講習会・研修会等を開催する。

(3) 広報活動

新たな「袋井市労働者福祉センター」の利用促進を図るため、市広報誌への掲載や、施設パンフレットの配布、専用ホームページの開設などにより、市民、事業所、各種団体等に広く周知する。

6 計画期間

認定の日から施設廃止の日（平成20年度中）まで

7 目標の達成状況にかかる評価に関する事項

当市において、袋井市労働者福祉センターの利用者数を把握し評価する。また、利用者の増加に向け改善すべき事項の検討等を行う。

8 地域再生計画の実施に関し当該地方公共団体が必要と認める事項

該当なし